

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。制度の改正により、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が平成30年8月診療分から変更になります。

70歳以上の人の高額療養費の自己負担額が変わります

70歳以上の人の自己負担限度額(月額)【平成30年8月診療分から】

所得区分		外来+入院(世帯単位)	
		外来(個人単位)	
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 【多数回該当※: 140,100 円】	
	Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 【多数回該当※: 93,000 円】	
	Ⅰ (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 【多数回該当※: 44,400 円】	
一般		18,000 円 (年間上限額 144,000 円)	57,600 円 【多数回該当※: 44,400 円】
低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		8,000 円	15,000 円

左図※ 過去12か月間に、一つの高額療養費を支給した場合の4回目以降の限度額は、国民健康保険と後期高齢者医療制度で、計算はそれぞれ行います。

新たに現役並み所得者区分の人の「限度額適用認定証」を交付します

平成30年8月から現役並み所得者区分(自己負担分3割)が3つに分かれます。入院や高額な外来診療を受けるとき「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、同一月内における同一医療機関の医療費が自己負担限度額までとなります。交付を希望する人は、保険年金課で手続きを行ってください。(現役並み所得者Ⅲの被保険者は、「限度額適用認定証」の交付はありません。)

※申請方法およびそれぞれの区分などの詳細についてはお問い合わせください。

保険料額の算定方法



※賦課の基となる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額をいいます。

※所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

保険料の納付方法

保険料は、介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

※納付方法などの詳細についてはお問い合わせください。

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月～翌年3月の1年間の保険料を算定しています。7月中旬に平成30年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要ですが(自動で口座振替に切り替わりませんのでご注意ください)。

保険料の納付は、納め忘れない口座振替が便利です。納付通知書記載の金融機関や市役所窓口で手続きできますのでご利用ください。

▼口座振替

※詳細については、納付通知書をご確認ください。

平成30年度 後期高齢者医療保険料の納付について

保険料の軽減措置の改正について

被用者保険被扶養者 軽減措置の改正

改正内容 均等割額の軽減割合
合 7割→5割

該当者 後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険組合など被用者保険の被扶養者であった人
※世帯主および被保険者の総所得金額の合計が基礎控除額(33万円)以下の場合、9割軽減割合、もしくは8・

所得割額の 軽減措置の改正

5割軽減割合が適用されます。
改正内容 賦課の基となる所得金額が58万円以下の人の所得割額の軽減割合が2割から「軽減なし」となります。



8月から後期高齢者医療 被保険者証が新しくなります

現在利用している被保険者証の有効期限は7月末までとなっています。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で郵送します。

被保険者証の 有効期間

新しい被保険者証の有効期間は8月1日～平成31年7月31日です。
新しい被保険者証が届いた

医療機関窓口での 自己負担割合の判定

ら、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容を必ずご確認ください。
▼期限切れの被保険者証
古い被保険者証は、保険年金課に返却、または、個人で処分をお願いします。

特別徴収(年金天引き)の 本徴収から増額

軽減措置の改正・所得の増額等により平成30年度の保険料が増額になっても、特別徴収の仮徴収(平成30年4月～8月)は、平成30年2月の年金から徴収した保険料と同額を徴収します。特別徴収の本徴収(平成30年10月～平成31年2月)から、平成30年度保険料増額分が反映されます。

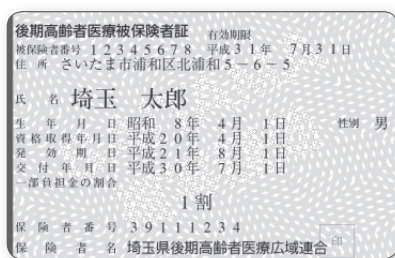
▼年間保険料の例

平成29年度	
均等割額	42,070円→12,620円 (7割軽減適用)
所得割額	0円
年間保険料	12,620円
平成30年2月の特別徴収	2,100円
平成30年度	
均等割額	41,700円→20,850円 (5割軽減適用)
所得割額	0円
年間保険料	20,850円

▼上の例の場合の平成30年度徴収額

年税額 20,850円					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
2,100円	2,100円	2,100円	4,950円	4,800円	4,800円

仮徴収は、平成30年2月の保険料額と同額を徴収
年税額 から4～8月で納めた6,300円を差し引いた残額14,550円を3回に分けて徴収



▲後期高齢者医療
被保険者証イメージ(茶色)

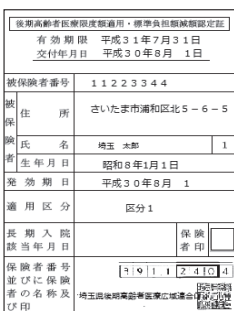
状況に応じて毎年行いますので、被保険者証の負担割合が変更となる場合があります。
※住民税課税所得14.5万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は、被保険者全員が3割負担となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の 申請手続きはお済みですか？

住民税非課税世帯の人が、入院や高額な外来診療を受けるとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示することで、同一月内における同一医療機関の医療費、食事代の負担が軽減されます。

認定証の有効期間

現在利用している認定証の有効期限は7月末までです。



▲認定証イメージ

8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中旬に郵送します。
※申請方法などの詳細については、お問い合わせください。